

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送） 変更登録申請書作成の手引き

第一種貨物利用運送事業者は、利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、業務の範囲について変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければなりません。（貨物利用運送事業法第7条第1項）

また、必要事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければなりません。（貨物利用運送事業法第7条第2項）

この手引きは、中部運輸局管内において変更の登録を申請する場合について作成したものです。

中部運輸局 自動車交通部 貨物課

〒460-8528

住 所 名古屋市中区三の丸2-2-1
名古屋合同庁舎第1号館

電話番号 052-952-8037

※ 提出先及び部数について

- ① 提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。
- ② 提出部数は、中部運輸局及び関係運輸支局（運輸監理部）各1部（申請者は、申請者用として1部）

※ 申請書様式について

申請書は、A4版縦、横書、左とじ（袋とじ不可）としてください。

平成 年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

㊞

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）
変更登録申請書

この度、第一種貨物利用運送事業の登録事項を変更したいので、貨物利用運送事業法第7条第1項及び同法施行規則第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

2. 登録番号

3. 変更しようとする事項

- (1) 利用運送に係る利用運送機関の種類

新	貨物自動車運送
旧	

(2) 利用運送の区域又は区間

新	中部圏区域発着貨物
旧	

(3) 業務の範囲

新	
旧	

4. 変更を必要とする理由

添付書類

1. 事業の計画
2. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書（写）又は（案）
（契約書（案）の場合は、登録日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出）
3. 貨物利用運送事業の用に供する施設（営業所及び貨物の保管体制を必要とする場合にあつては保管施設）に関する事項を記載した書類
 - (1) 都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）
 - (2) 施設の使用権限を有することを証する書類（宣誓書）
4. 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 最近の事業年度における貸借対照表
 - (2) 役員又は社員の名簿及び履歴書
5. 個人にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 財産に関する調書
 - (2) 履歴書
6. 法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（宣誓書）

※ 上記の書類のうち、変更登録に伴いその内容が変更されるものを添付してください。

事業の計画

1. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

氏名又は名称
住 所
貨物自動車運送事業者
貨物利用運送事業者

2. 保管施設の概要（必要としない場合にあっては、「必要なし」と記載。）

所在地
面積
構造
付属設備

3. 主たる事務所の名称及び所在地

名称
所在地

4. 営業所の名称及び所在地

名称
所在地

5. 事業の経営上使用する商号（ない場合は、「なし」と記載。）

6. 利用運送機関の種類

貨物自動車運送

7. 利用運送の区域又は区間

中部圏区域発着貨物

8. 業務の範囲

一般事業

中部運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

⑩

(注) 上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

中部運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

Ⓔ

(注) 上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

中部運輸局長 殿

現住所
氏名
生年月日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

平成 年 月 日

氏 名

印

(見本)

利用運送契約書

貨物自動車運送事業を営む (以下「甲」という。)
と貨物利用運送事業を営む (以下「乙」という。)
との間において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の範囲)

荷主の要求による運送及び利用運送の業務について、甲は運送にあたり、乙は利用運送に従事するものとする。

第2条 (貨物の受渡方法及び運送責任の分野)

貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を照合して受渡しする。

発送貨物は、乙が甲に引渡したるときから甲の責任とする。

到着貨物は、自動車から取卸し、甲が乙に引渡したるときから乙の責任とする。

甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第3条 (荷主に対する責任、損害賠償の範囲)

貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲及び乙、両者責任分野によって、その責を負い、賠償の範囲は、運送約款及び利用運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失がある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第4条 (事故の処理)

貨物の事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第5条 (運送保険)

車両及び積荷保険の費用は、甲の負担とする。

なお、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受付けた甲又は乙にて取扱うものとする。

第6条 (運送順位)

法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第7条 (運賃及び料金)

乙が甲に対して支払う運賃及び料金は、甲が関係運輸局に届け出た貨物自動車運送事業運賃料金表によるものとする。

第 8 条（運賃及び料金の決済）

貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月 日をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第 9 条（他者との同種契約）

甲は、乙の営業区域と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、乙との協議を要する。

第 10 条（契約期間）

本契約は、平成 年 月 日から 年間効力を有する。

ただし、契約期間満了前 ヶ月までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

第 11 条（契約の解除及び更改）

本契約の条項中、契約の継続を不相当と認めたるときは、甲乙協議のうえ、これを解除又は更改することができる。

以上、この契約締結の証として、契約書 2 通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ、各 1 部を保有する。

平成 年 月 日

甲 ⑩

乙 ⑩